

地域計画(案)

策定年月日	令和7年3月21日
更新年月日	令和8年 月 日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	矢吹町 (07466)
地域名 (地域内農業集落名)	南中畑地区 (根宿、原宿、本村、平鉢、松倉)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	188.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	188.6 ha
② 田の面積	73.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	115.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

高齢化が進行しており、農業の担い手となる若年層が非常に少ない状況。後継者がいない農家が増加しており、農業を継続するための基盤が脆弱化している。

農業用設備や農機具、資材の価格が高騰しており、特に中小規模の農家にとって経済的負担が増大している。また、老朽化した設備の更新が進まない状況にある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域農業の持続可能性を高めるため、担い手の育成と農地の集積・効率化を図る。

地域全体での協力体制を強化し、地域農業の将来に向けた具体的な目標と計画を策定する必要がある。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地が分散し、効率的な耕作が難しい状況である。 高齢化や担い手不足により耕作放棄地が増加しており、農地の維持が困難となっている。 農地を現状維持するためには、担い手への農地集約化が重要である。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	79	%	将来の目標とする集積率
			80 %

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手への農地集約化と効率化を推進することが重要。
圃場整備を行い、分散した農地を集約し、作業効率を向上させることが喫緊の課題である。
耕作放棄地を防止し、農地の適正利用を図ることが地域農業の持続可能性を確保する。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積を推進する。農地の賃貸借を円滑化し、利用可能な農地を有効活用する体制を整備することが重要である。

地域ごとに分散している農用地を集団化することにより、効率的な農作業を可能にする。区画整備や農道の拡幅など、基盤整備を進めることが重要である。

地域農業者、関係機関が一体となり、農地集積・集団化の方針について話し合いを行う協議体制を強化することが求められる。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

地域の実情を踏まえ必要に応じ、農地中間管理機構の活用を検討していく。

(3) 基盤整備事業への取組

必要に応じて検討していく

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域の新たな担い手の育成・確保について、地域内の農業者を中心に検討していく
後継者の確保、育成に努める
県や町、JAと連携を図りながら新規就農者を確保、育成する

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

作業効率化を図るため、防除作業を委託する

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☒	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害防止対策

・ハクビシン、タヌキ、アメリカミンクの見撃が相次いでおり、地域による対策として電気柵等を設置して対策する。

⑦保全・管理等

- ・地域で水路の維持管理や、圃場や農道の草刈りなどを継続していく。
- ・原宿活動組織、本村活動組織、長峰農地維持組合、松倉地域保全会、平鉢地域保全会における地域資源の適切な保全管理に向けた計画は別紙のとおり。

⑩法人化の検討

- ・法人化により経営の安定性を高め、若い世代や新規就農者が参入しやすい環境を整える。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

[illegible]

計	144経営体		161.05 ha	0 ha		161.05 ha	0 ha	
---	--------	--	-----------	------	--	-----------	------	--

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。